

2019年度からの自転車通学許可区域

2019/7/2

市・区・町		自転車許可区域となる小学校区など
広島市	中区	白島小、基町小、幟町小、袋町小、竹屋小、千田小、本川小、中島小、吉島東小、吉島小、神崎小、舟入小、江波小、広瀬小（西区の中広町一丁目・中広町二丁目を除く）
	東区	温品小、牛田小、中山小、尾長小、矢賀小、白島小（中区）、幟町小（中区）
	南区	荒神町小、段原小（段原三丁目・段原四丁目・段原南二丁目を除く）、青崎小（青崎一丁目・青崎二丁目・小磯町を除く）、向洋新町小、皆実小、翠町小、大河小（段原南一丁目、出汐一丁目・出汐二丁目、旭二丁目・山城町に限る）、仁保小（仁保四丁目・仁保南一丁目に限る）、楠那小、宇品東小、宇品小、元宇品小、大州小（大州三丁目・大州四丁目・大州五丁目に限る）、白島小（中区）、幟町小（中区）
	西区	ありません
	安佐南区	ありません
	安佐北区	ありません
	安芸区	船越小
	佐伯区	ありません
安芸郡	府中町	府中小、府中南小（青崎南・新地を除く）、府中中央小、府中東小、府中北小
	海田町	海田小、海田西小

備考

※小学校区（小学校通学許可区域）とは、各教育委員会が定めた指定通学区域のことです。

※上記のエリアに居住（住民票にも記載）していることが許可条件となります。

※自宅から最寄り駅等までの自転車通学は、学校から半径2.5km以上で、最寄り駅等に駐輪場がある場合に許可することがあります。

※往路・復路ともに、自宅からの通学であり、立ち寄り等は認められません。

※特別な事情がある場合、ご相談ください。

※自転車置き場に限りがあります。そのため次の小学校区は、自転車通学許可区域であっても許可できない場合があります。

（矢賀小・荒神町小・段原小・青崎小・大河小・仁保小・大州小・向洋新町小・大州小・府中南小）

※安全点検をはじめ、防犯登録、ヘルメット・後ろかご・ひも等が必要です。詳しくは自転車通学許可手続きの際に説明します。

※2019年度以前に許可している在校生については、暫定措置として、従来の区域を考慮します。